

料金後納
郵便

郡上市商工会だより

2020.3 発行第 132 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

販路開拓のチャンス!

小規模事業者持続化補助金

公募予告

小規模事業者持続化補助金に応募して、このような取組みを実現しよう!

- 新たな顧客獲得のためにチラシを作りたい…
- 商品パッケージデザインを一新したい…
- 商談会や展示会に出展したい
- ホームページを作り替えたい…
- お客を呼び込む看板に作り替えたい…



★ 経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費の2/3を補助します。

●補助金は誰が利用できるの?・・・対象者：郡上市内で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数	20人以下

●補助金の金額・補助率は?

1件当たりの補助上限額：50万円（補助率2/3）

●補助金の対象となるのはどういう経費!

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費 ⑫委託費 ⑬外注費

※募集期間・公募締め切りにつきましては決定次第お知らせします。

緊急告知!!



記録的暖冬並びに新型コロナウイルスにかかる対応について

郡上市においては、記録的暖冬による雪不足と中国武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、国内外からの観光客の減少や生産活動の縮小など既に経営への悪影響が出ています。また今後、更なる悪化が予想されます。

このような状況の下、商工会では会員の皆様からの相談窓口を開設し、資金繰り等のご相談に迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいりますのでご利用ください。

連絡先：郡上市商工会 ☎ (0575) 66-2311



労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを『保険年度』といいます。）の1年を単位として計算することになっています。その額は、すべての労働者の「賃金総額」にその事業に定められた「保険料率」を乗じて算出されます。

具体的には、まず、保険年度の当初に概算保険料を決めて納付（徴収法第15条）しておき、保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算（徴収法第19条）するという方法をとっています。

したがって、事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きとを同時にすることになります。これが「年度更新」手続です。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

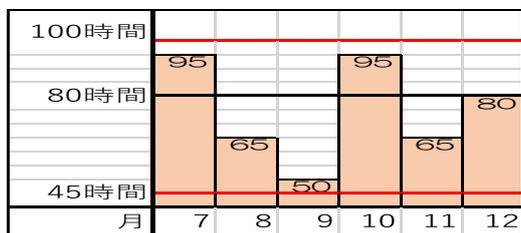
なお、労働保険事務組合（商工会）に事務委託をしている事業主の方は、3月末頃に年度更新の書類を郵送いたします。提出期日は4月20日(月)です。遅れないようにご提出をお願いいたします。

※ご不明な点は、当事務組合（郡上市商工会 ☎66-2311）へお問い合わせください。

第4回 どうしたらいいの！ 働き方改革

え！ 2～6ヶ月それぞれの平均が80時間以下？

前回に続き時間外労働規制についてお話しさせていただきます。時間外労働の上限が月45時間、年360時間と定められました。臨時的・特別事情があり労使が協定した場合は年720時間、月100時間未満、45時間を超える月が6ヶ月以内で、かつ2～6ヶ月それぞれの平均が80時間以内と定められました。時間外労働と休日労働の合計時間数の平均が2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月どれをとっても80時間以内でなければなりません。前回図でお示した例ですと、7月に95時間、8月は65時間で平均80時間となります。8月が65時間なので9月は2か月平均なら95時間可能ですが、3か月平均も80時間以内でないと違反となるため、80時間が限度ということになります。例の場合だと50時間でしたから、10月は100時間未満となります。



このように、常に時間外と休日を合計した時間の平均を確認する必要があります。

月に45時間を超えて労働させた場合、労働者の健康・福祉を確保する措置が求められる場合があります。

Q 80時間と100時間何が違うの

- ・80時間以内＝2～6か月の時間外労働時間＋法定休日労働の平均時間
- ・100時間未満＝単月の時間外労働時間＋法定休日労働



2～6ヶ月それぞれの平均とは、2ヶ月平均・3ヶ月平均・4ヶ月平均・5ヶ月平均・6ヶ月平均をどの月のどの期間をとっても80時間以内ということなのです。

ご相談は、郡上市商工会（Tel66-2311）へ。「ぎふ働き方改革支援センター」の無料相談でとお申し込み下さい。今年度の新規お申し込みは、3月13日（金）までをお願いします。

「ぎふ働き方改革支援センター」の無料相談は、新年度も引き続き実施いたします。